

## 別表十七（三の七）の記載の仕方

- この明細書は、内国法人が措置法第66条の8第1項から第3項まで若しくは第8項から第10項まで(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の92第1項から第3項まで若しくは第8項から第10項まで(連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合に記載します。
  - 「発行済株式等の保有割合7」は、内国法人が外国法人(特定課税対象金額(措置法第66条の8第4項に規定する特定課税対象金額をいいます。以下同じです。))又は間接特定課税対象金額(同条第11項に規定する間接特定課税対象金額をいいます。以下同じです。))がある場合におけるこれらの金額に係る外国法人に限り、)から受ける剰余金の配当等(措置法第66条の6第1項(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)に規定する剰余金の配当等をいいます。以下同じです。))の額の令第22条の4第1項(外国子会社の要件等)に規定する支払義務が確定する日(以下「支払義務確定日」といいます。))におけるその内国法人のその外国法人に対する同項各号に掲げる割合(以下「保有割合」といいます。))又は連結法人が外国法人(特定個別課税対象金額(措置法第68条の92第4項に規定する特定個別課税対象金額をいいます。以下同じです。))又は間接特定個別課税対象金額(措置法第68条の92第11項に規定する間接特定個別課税対象金額をいいます。以下同じです。))がある場合におけるこれらの金額に係る外国法人に限り、)以下同じです。))から受ける剰余金の配当等の額の支払義務確定日におけるその連結法人のその外国法人に対する保有割合を記載します。
  - 「発行済株式等の連結保有割合8」は、各連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額の支払義務確定日におけるその各連結法人のその外国法人に対する保有割合の合計を記載します。
  - 「13」から「17」までの各欄は、特定課税対象金額又は特定個別課税対象金額を有しない場合には、記載しません。
  - 「(9)又は(12)と(13)のうち少ない金額14」の記載に当たっては、次によります。
    - 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額(損金算入配当金額(法第23条の2第2項第1号(外国子会社から受ける配当等の益金不算入)に掲げる剰余金の配当等の額をいいます。以下同じです。))を除きます。))について措置法第66条の8第1項から第3項までの規定の適用を受ける場合(②に記載する場合に該当する場合を除きます。))又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額(損金算入配当金額を除きます。))について措置法第68条の92第1項から第3項までの規定の適用を受ける場合(②に記載する場合に該当する場合を除きます。))にあっては、「(9)又は(12)」を消します。
    - 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額(損金算入配当金額を除きます。))について措置法第66条の8第1項から第3項までの規定の適用を受ける場合(その剰余金の配当等の額につき既に同条第8項から第10項までの規定の適用を受けた場合に限ります。))にあっては、「(9)又は(12)」とあるのは、「(9)―(19)」として記載します。
  - 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額(損金算入配当金額に限ります。))について措置法第66条の8第2項若しくは第3項の規定の適用を受ける場合(④に記載する場合に該当する場合を除きます。))又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額(損金算入配当金額に限ります。))について措置法第68条の92第2項若しくは第3項の規定の適用を受ける場合(④に記載する場合に該当する場合を除きます。))にあっては、「(9)又は(12)」を消すこと。
  - 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額(損金算入配当金額に限ります。))について措置法第66条の8第2項若しくは第3項の規定の適用を受ける場合(その剰余金の配当等の額につき既に同条第9項又は第10項の規定の適用を受けた場合に限ります。))又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額(損金算入配当金額に限ります。))について措置法第68条の92第2項若しくは第3項の規定の適用を受ける場合(その剰余金の配当等の額につき既に同条第9項又は第10項の規定の適用を受けた場合に限ります。))にあっては、「(9)又は(12)」とあるのは、「(12)―(19)」として記載します。
- 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額(損金算入配当金額に限ります。))について措置法第66条の8第3項の規定の適用を受ける場合(その剰余金の配当等の額につき既に同条第10項の規定の適用を受けた場合に限ります。))又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額(損金算入配当金額に限ります。))について措置法第68条の92第3項の規定の適用を受ける場合(その剰余金の配当等の額につき既に同条第10項の規定の適用を受けた場合に限ります。))にあっては、「(11)と(15)のうち少ない金額16」とあるのは、「(11)―(12)」と(15)のうち少ない金額16」として記載します。
- 「18」から「22」までの各欄は、間接特定課税対象金額又は間接特定個別課税対象金額を有しない場合には、記載しません。
- 「(9)又は(12)と(18)のうち少ない金額19」の記載に当たっては、次によります。
  - 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額(損金算入配当金額を除きます。))について措置法第66条の8第8項から第10項までの規定の適用を受ける場合(②に記載する場合に該当する場合を除きます。))又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額(損金算入配当金額を除きます。))について措置法第68条の92第8項から第10項までの規定の適用を受ける場合(②に記載する場合に該当する場合を除きます。))にあっては、「(9)又は(12)」を消します。
  - 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額(損金算入配当金額を除きます。))について措置法第66条の8第8項から第10項までの規定の適用を受ける場合(その剰余金の配当等の額につき既に同条第1項から第3項までの規定の適用を受けた場合に限ります。))又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額(損金算入配当金額を除きます。))について措置法第68条の92第8項から第10項までの規定の適用を受ける場合(その剰余金の配当等の額につき既に同条第1項から第3項までの規定の適用を受けた場合に限ります。))にあっては、「(9)又は(12)」とあるのは、「(9)―(14)」として記載します。
- 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額(損金算入配当金額に限ります。))について措置法第66条の8第9項若しくは第10項の規定の適用を受ける場合(④に記載する場合に該当する場合を除きます。))又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額(損金算入配当金額に限ります。))について措置法第68条の92第9項若しくは第10項の規定の適用を受ける場合(④に記載する場合に該当する場合を除きます。))にあっては、「(9)又は(12)」を消します。
- 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額(損金算入配当金額に限ります。))について措置法第66条の8第10項の規定の適用を受ける場合(その剰余金の配当等の額につき既に同条第2項又は第3項の規定の適用を受けた場合に限ります。))又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額(損金算入配当金額に限ります。))について措置法第68条の92第9項若しくは第10項の規定の適用を受ける場合(その剰余金の配当等の額につき既に同条第2項又は第3項の規定の適用を受けた場合に限ります。))にあっては、「(9)又は(12)」とあるのは、「(12)―(14)」として記載します。
- 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額(損金算入配当金額に限ります。))について措置法第66条の8第10項の規定の適用を受ける場合(その剰余金の配当等の額につき既に同条第2項又は第3項の規定の適用を受けた場合に限ります。))又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額(損金算入配当金額に限ります。))について措置法第68条の92第9項若しくは第10項の規定の適用を受ける場合(その剰余金の配当等の額につき既に同条第2項又は第3項の規定の適用を受けた場合に限ります。))にあっては、「(11)と(20)のうち少ない金額21」とあるのは、「(11)―(16)と(20)のうち少ない金額21」として記載します。
- 「損金算入配当以外の外国子会社に係る益金不算入額23」は、法第23条の2第1項に規定する外国子会社から受ける剰余金の配当等の額(損金算入配当金額を除きます。))のうち、措置法第66条の8第2項若しくは第9項又は第68条の92第2項若しくは第9項の規定により益金の額に算入されない金額を記載します。
- 「上記以外の配当に係る益金不算入額27」は、外国法人から受ける剰余金の配当等の額(損金算入配当金額を除きます。))のうち、措置法第66条の8第1項、第3項、第8項若しくは第10項又は第68条の92第1項、第3項、第8項若しくは第10項の規定により益金の額に算入されない金額の合計額を記載します。
- 「(2)及び(4)に係る外国源泉税等の額28」は、令和3年4月1日以後に開始する事業年度又は連結事業年度にあっては、「(10)又は」を消し、同日前に開始した事業年度又は連結事業年度にあっては「又は(10× $\frac{(14)+(19)}{9}$ )」を消します。
- 「請求権等勘案直接保有株式等の保有割合29」は、「2」の事業年度終了の時における措置法令第39条の19第2項(特定課税対象金額及び間接特定課税対象金額の計算等)又は第39条の119第2項(特定個別課税対象金額及び間接特定個別課税対象金額の計算等)に規定する割合を記載します。
- 「前期繰越額又は当期発生額31」の記載に当たっては、次によります。
  - その法人を合併法人等(合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。))とする適格組織再編成(措置法第66条の8第6項に規定する適格組織再編成をいいます。以下同じです。))が行われた場合のその法人のその適格組織再編成の日(その適格組織再編成が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日(翌日)の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、別表十七(三の七)付表一「6」の金額を記載します。))
  - その法人を分割法人等(分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいいます。))とする適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(適格現物分配にあっては、残余財産の全部の分配を除きます。))をいいます。以下同じです。))が行われた場合のその法人のその適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、別表十七(三の七)付表二「4」の金額を記載します。
  - 平成21年改正前の措置法(以下「平成21年旧措置法」といいます。))第66条の6第1項(内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例)に規定する特定外国子会社等の平成21年4月1日以前に開始した事業年度に係る平成21年旧措置法第66条の8第1項(内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例)に規定する課税対象留保金額若しくは課税留保金額又は平成21年旧措置法第68条の92第1項(連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例)に規定する個別課税対象留保金額若しくは個別課税留保金額のうち平成21年改正法附則第44条第4項(内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例)に関する経過措置)の規定により平成22年改正前の措置法(以下「平成22年旧措置法」といいます。))第66条の8第3項(内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例)に規定する特定課税対象金額とみなされる金額(平成22年改正法附則第90条第9項(内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例)に関する経過措置)の規定により措置法第66条の8第11項第2号イ又はロに掲げる金額とみなされる金額がある場合には、その金額を控除した金額)又は平成21年改正法附則第59条第4項(連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例)に関する経過措置)の規定により平成22年旧措置法第68条の92第3項(連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例)に規定する特定個別課税対象金額とみなされる金額(平成22年改正法附則第119条第9項(連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例)に関する経過措置)の規定により措置法第68条の92第11項第2号イ又はロに掲げる金額とみなされる金額がある場合には、その金額を控除した金額)がある場合にあっては、その特定課税対象金額とみなされる金額又はその特定個別課税対象金額とみなされる金額を記載します。
- 内国法人が措置法第66条の9の4第1項から第3項まで若しくは第7項から第9項まで(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の93の4第1項から第3項まで若しくは第7項から第9項まで(特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。